

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
104	公共交通利用促進事業	地方公共団体や所轄警察署等のほか、地域住民、バス・タクシー・軌道事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通機関等の利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「公共交通利用促進事業」に係る特例措置の全国的な実施について（平成23年1月21日付け警察庁丁規発第2号）	平成23年1月21日実施（措置済）	警察庁
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。	一部	基準該当生活介護に限り、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令75号）	平成22年6月1日実施（措置済）	厚生労働省
			一部	基準該当短期入所について、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第68号）	平成23年6月1日実施（措置済）	厚生労働省